

(お知らせ)

令和3年3月
南関東防衛局企画部
防音対策課

住宅防音事業の事務手続における押印見直し及び一部オンライン化 について

今般、「演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第109号）」及び「住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務実施要項の制定について（防地防第1198号。27.1.30）」について、一部改正したところです。

これらの改正に伴い、住宅防音事業の補助金交付に係る事務手続においては、令和3年度から、^①押印を省略すること、また、^②印鑑証明書の代わりに、運転免許証等（運転免許証、健康保険証等）の写しを提出していただくこととなりましたので、お知らせします。

また、皆様からの希望があれば、希望届や事務手続の一部について、^③電子メールでやり取りをすることが可能（ただし、希望届の提出以外の手続については、スキャナーが必要となります。）となりましたので、併せてお知らせします。

本件に関し、ご質問等がある場合は下記問い合わせ先までご連絡願います。

【お問い合わせ先】045-211-7396
南関東防衛局企画部防音対策課